

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年3月6日（水）午後1時30分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	今吉 直樹 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	阿多 己清 君	委員	仮屋 国治 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 前川原 正人 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	野村 和人 君	委員外議員	松枝 正浩 君
委員外議員	宮田 竜二 君	委員外議員	宮内 博 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市長公室長	富永 博幸 君	危機管理監	平田 雄嗣 君
安心安全課長	山口 留美子 君	安心安全課主幹兼防災グループ長	有村 浩 君
安心安全課防災グループ	永島田 猛 君		
総務部長	小倉 正実 君	総務課長	野崎 勇一 君
総務課主幹	安楽 尚子 君	総務課人事研修グループ主査	有菌 宏樹 君
総務課主査	生野 卓也 君	税務課長	岩元 勝幸 君
税務課主幹	木藤 正彦 君	税務課サブリーダー	袴 貴子 君
市民環境部長	有満 孝二 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	末松 正純 君	市民活動推進課道義高揚推進室長	有村 昭司 君
環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君	環境衛生課主幹	堀切 昇 君
環境衛生課衛生施設グループサブリーダー	塩満 慶太 君		
市民課長	森 知子 君	市民課窓口グループ長	木原 隆夫 君
建築指導課長	山田 拓也 君	建築指導課建築審査グループ長	小濱 直人 君
建築指導課建築審査グループ主査	橋内 勇樹 君		
消防局長	細山田 孝美 君	予防課長	西中園 章 君
予防課長補佐兼設備係長	有馬 祐二 君	予防課危険物係長	藏園 秀作 君

- 6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

横山 富美子 君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

- 8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第1号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第3号 霧島市手数料条例等の一部改正について

議案第9号 霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第14号 霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第15号 議決事項の一部変更について（工事請負）

陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書

所管事務調査 地域防災の現状と課題について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午後 1時30分」

○委員長（今吉直樹君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月26日の本会議で、当委員会に付託されました議案5件、陳情1件の審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時31分」

「再開 午後 1時32分」

△ 陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書について審査に入ります。本日は陳情者の横山文子様が出席されております。それでは、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者から、陳情の内容、趣旨、経緯などについて簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言をお願いいたします。マイクは青いボタンを押しますとスイッチが入ります。また、説明者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（横山富美子君）

今日は説明する機会をお与えくださりましてありがとうございます。早速始めます。原発事故については、いろんな面から、問題があります。皆様方も、大なり小なり心配されておられることと存じます。心配がなければ、もともと避難訓練なんかする必要はないです。今回能登半島地震により、また、地震国日本における原発の脆弱性を考えざるを得ない状況となっております。地震災害時は避難が極めて難しく、避難訓練など、絵に描いた餅でしかないことも私たちは再認識いたしました。もし、志賀原発が稼働していたら、第2の福島原発事故に及んだだろうと思う人は多いです。今回は、以上のことに加えまして、霧島市市民の立場からも、私どもはこの陳情書を提出いたしました。それは、原発事故が起ころなくとも、日常的に、川内原発からの風に乗って約60km離れた霧島市に、放射性水素、トリチウムが放つβ線の被曝を受け、土地も汚染され続けているという事実です。川内原発は加圧水型原子炉ですので、特に稼働するときトリチウムが多く生じます。は、原子力規制庁が平成30年に公表しました川内原発の液体中のトリチウム排出量を紙で御覧ください。福島原発事故の前の平成21年、22年、このときは、日本にある54基が全て稼働していましたが、全国で390兆ベクレル、22年は370兆ベクレル、そのうち、川内原発からは、50兆ベクレル、22年は30兆ベクレルとなっております。原発事故の後、全ての原発がとまりましたが3年目に初めて再稼働したのは川内原発です。全国の人が、脱原発を目指していた中で初めて再稼働したのは川内原発です。この年、65兆ベクレルの海への垂れ流しがされました。海の生物たちが激減するのは当たり前です。魚たちがトリチウム内部被曝を受け、死に絶え、あるいは病気になるからです。トリチウムはβ線のみを出す放射性物質ですので、外部被曝は問題になりません。体に当たると、それ以上は体内に入りませんので、トリチウムを含む水蒸気やトリチウムガスを吸い込むか、あるいはトリチウムを含む、有機物、食べ物を通して内部被曝を受けます。実は放射線障害の怖さは、外部被曝よりも内部被曝にこそあります。治療に使うような外部照射は大量の線量を使いますが、内部被曝においては、ごく少量のエネルギーでも細胞を壊したり、遺伝子変異を起こすことができるからです。もう1枚の紙を御覧ください。通常β線の空間線量、私は朝昼晩、今あれしてありますが前は朝晩、測

定してました。霧島市、清水におけるβ線空間線量です。通常は8月9月みたいに、毎日のようにある時間少し、0.002ないしで0.005flux/cm<sup>2</sup>/min 線量のβ線が計数機に当たってきます。分かりやすくといえますと、1平方メートルの風呂敷に、1時間に3,000個のβ線が当たってくるということです。これが通常の空間線量です。しかし、2021年7月におきましては、約1か月間、00.3flux/cm<sup>2</sup>/min の値が検出されました。これは、1cm<sup>2</sup>当たり、1万8,000個のβ線が当たってくるということです。この状態は、警報器が鳴ります。このときに何回かなりました。恐らくこれは1か月間は、原子炉の蓋をあけて、燃料棒を取り出して、そしてまた作業を終えて、蓋を閉めて作業を終えるというようなことを毎日繰り返していたものだと推測しております。このような状態ですので、私たち霧島市民は、風下住民と言います。被害を受けているのに抗議しないのは、霧島市民の健康と暮らしを守ることになりません。私たちは、川内原発が流す排水で汚染された魚を食べようとは思いません。霧島の農産物よりも、大隅地方、宮崎の野菜を選びます。そういうことなんです。霧島市の農産物、畜産物の商品価値は落ちるわけです。川内原発を止めるのは今のうちです。今や遅過ぎるのですが、それでも、今、原発を止めるのが、あなた方政治家の責務だと思います。子供や、次の次の世代に対するあなた方の責任であることをここに強く訴えたいと思います。放射線障害は、細胞が分裂して増殖する過程で変異が起きますので、私たち大人でも、どんどん上皮細胞が入れ替わる胃や大腸、あるいは血液をつくる骨髄、そういったところも変異を起こすわけです。がんは変異によって起こる病気ですが、がん以外にも多種多様な放射線障害を起こします。どうぞ御検討をお願いいたします。

○委員（今吉直樹君）

ただいま、陳情者の説明が終わりました。これより陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

御説明いただいた中で、β線空間線量ですか。これの清水で計られたということでしたけれども、川内のお膝元では、状況的にはどのようなものなのか、そういうところは専門部会、委員会では議論がなされているのかどうか。その辺のところを教えていただけませんか。

○陳情者（横山富美子君）

恐らく、加圧水型原子炉ですので、必ずβ線量を計る機械は備え付けていると思いますが、公表されることはないと思いますね。全国のあちこちに、モニタリングポスト、γ線をはかる機械はいっぱいあります。霧島市でも、相田保健所にあります。それは部γ線しか計れません。β線の線量は反映されないシンチレーションカウンターだと思うんですけども、γ線だけの空間線量です。私の計測器はトリチウムがβ線しか出ないということをとらえて、β線を計ることのできる機器をそろえて図っております。

○委員（植山太介君）

トリチウム、それこそ処理水で、最近私は知ったところだったんですけど、今調べてもみたんですけども自然界に多く普通にあるものだと。そして、ほかの国々も処理水として放出してあると、この専門の話では書いてあるのが先ほどおっしゃった外部被曝としては、ほぼほぼ影響は考えられないと。内部被曝としても、体にすぐ吸収されずにも排水されるものであるから、蓄積されるということも考えにくいし、とても小さなその放射性物質だから、臓器に影響を与えることもないという専門家の意見もありますけれど、これに対してはどのような見解をお持ちか御説明いただけたらと思います。

○陳情者（横山富美子君）

β線、は、内部被曝が問題になりますけれども、まず、宇宙線とかそういったものが常時降り注いでいるということは、それは、もう変動はなく、いつもあるわけですから、バックグラウンド放射線としてゼロ値の中に含まれています。計数器を見ると、ゼロ値でも、当たったときに音が鳴りますけれども、それが宇宙線のあれかもしれませんね。しかし、1日1回、風とともに当たってき

て風とともに去るような、こういったβ線量は、やっぱり宇宙線では説明できないと思います。そしてβ線の内部被曝ですけれども、外部被曝はもう結構な線量をあれしないと影響はありませんけれども、内部被曝は、生物は化学物質でできていますので、その化学物質の結合エネルギーは、幾らエレクトロンボルトぐらいで非常に小さいんです。それが化学反応を起こして、人間の体は保たれています。しかし、β線の弱いエネルギーといえども、そういった結合エネルギーに比べたら非常に、とてつもない桁外れの放射線量なんです。ですから、細胞を壊すということが簡単にできます。それはペットタウ効果っていうのもありますけれども、外部で幾ら高い線量え細胞に照射しても細胞膜は壊れないですけど、それを水につけた細胞はごく少量の線量で壊れます。という実験があります。みんな知られているあれです。それに、トリチウムは、原発を回すと放射性ヨウ素がたくさん出ますので、甲状腺がんになりやすい。ですけれども、ヨウ素は甲状腺に集まるから、疫学調査で実証されやすいわけです。チェルノブイリ事故でも、国連放射線委員会では、甲状腺がん以外はほかのがんは、影響は認められなかったというぐらい、甲状腺がんについては、放射性ヨウ素131の半減期が短いこともあって、食べ物によって拡散する前に疫学的な証明ができやすいんですけれども、水素は体中あらゆるところにあります。あらゆる水として、あるいは、循環する水として、あるいは、いろんな組織の化学物質として水素は入り込んでいますので、全身に回るわけです。トリチウムはそこで細胞壊していく。あるいは、水素原子が遺伝子の核の構成元素でもありますので、DNAは二本鎖ですけども、その二本鎖をつないでるのは水素結合です。それがβ線を放って、ヘリウムに変わりますと、二本鎖は離れます。そういうことから、変異は決定的な修復しがたい突然変異が起こります。それが、がんとか、たまり病とか、増殖不能になる、あるいは、不妊とかいうようなことになっていきます。そこが違うところです。エネルギーが低いというのはよくおっしゃいますけれども、内部被曝の場合はそれは通じないんです。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど説明たくさんしていただきましてありがとうございます。仮委員の質問と関連があるんですけれども、私たちも原子力発電は安全だ安心だというふうな説明をずっと以前は聞いて過ごしてきたんですが、東日本大震災で福島原発がああいう事故を起こして、やはりそういう危険性をはらんでいるものというのは、やはり私たちも認識しているところです。それで、先ほどの説明に関して、お聞きしたいのが、このβ線空間線量、2021年7月が非常に高かったという説明を、この表からお伺いしたんですが、このときだけが高かったんでしょうか。

○陳情者（横山富美子君）

21年22年の量は、液体の中におけるトリチウム量です。空間線量じゃなくて、21年22年が高いのは、たまたまその年数が入ってるだけで、もうこれ、以前もずっと高いし、稼働すればそういう、加圧水型原子炉ではそういうことになります。液体中のトリチウムです。

○委員（鈴木てるみ君）

霧島市で計られたんですね。液体の中の線量ということで、具体的に御説明お願いします。

○陳情者（横山富美子君）

液体中じゃないです。空間線量です。計数機の名前はウクライナでできたTERRA-Pプラスという計数機です。その空間線量です。地上から1mのところでは置いてますと、そこにβ粒子が流れ込んでくるという。風に乗って。β粒子はいきませんので、風に乗って当たってくるっていう状態です。それが2枚目の数値になります。

○委員（鈴木てるみ君）

2021年7月の数値が非常に高かったっていうのが、なぜこのときなのかなと思ひまして、夏場っていうのは、風が川内方面から増えてくるんじゃないかなと思ひましたもんですからね。川内原発から霧島市に流れてきたっていうのを考えるのは、矛盾があるかなと思ひて質問したところです。

○陳情者（横山富美子君）

確かに、風の向きで説明するものではありません。できるものでありません。この7月の線量は、恐らく、年に1回の定期検査などで、入れ替えないといけませんので、燃料棒を、4分の1を入れ替えます。そのときに、どうしても燃料棒を入れ替えるとき蓋をあけます。原子炉の。そしたらもういっぱい、トリチウムによるβ線だけじゃなくて、そのときはストロンチウムとかのβ線も入っているかも分かりません。それは分かりませんが、非常に高い。その取出しの時は、もう人は近づけないですから、近づかないです。取出し作業は、燃料棒の取出し作業が行われていたと私は思っています。というのは人の営みですもんね。日中上がって、夜間は、朝までゼロになるという、日内変動は、人の営みによるものだと、それだけは断定できると思います。

○委員（竹下智行君）

霧島市でも農作物も、先生は汚染されているという認識で、大隅半島とかのより安全なものを購入されるというふうなお話もありましたけど、なかなか霧島市でも、農作物が汚染されているというなかなかその認識というのが、正直、私もなかったわけですけども、先生の周りの方々、原発を反対されている方々、そういった方々が不買運動とか、そういうふうな危険だよというふうな動きっていうのがあられるのか、そこあたりの状況を教えていただければと思います。

○陳情者（横山富美子君）

β線の放射能汚染は、残念ながら難しいです。今計っているのは、γ線を計って、汚染されてるとかいうのを判断しますので、食物中のβ線を計るということはしてないと思います。β線量を測るのは、いわき市なんかであるかもしれませんね。普通では起こりません。ただ、このようにβ線が水となり、あるいは空気として、地上の土を汚しているということは確かです。私たち、原発に反対する人たちも不買運動とかはしていません。ちょっと川内原発近くのあるいは、その島の魚を食べないととか、そういうのは残酷ですので、私自身も言えないぐらいなんですけれども、やっぱり、食べないほうが安全だよっていうこそこそ話はしております。これを公にしても構いません。けれども、今のところやっております。

○委員（川窪幸治君）

先ほど説明していただいていた表のグラフのことでお聞きしたいんですけども、2021年7月に、要はそのこれはβ線空間線量が0.03ぐらいまで高いところが多分行っていると思うんですけど、比較として8月9月のグラフがここにあるんですけども、この下の8月、9月のグラフを見ますと、ところどころなんですけども、出てないところ、目に見えないものでしょうから、空気中にあるということなので、判断は私も分かりませんが、このゼロがこうやって続いているところで、また9月もそういうところがあるんですけど、この上のグラフで、0.03とかまでいってる状態が続くと非常に危険がっていうふうを感じるんですけど、8月、9月のグラフを見たときにどのように考えられているのか、それを教えていただければと思います。

○陳情者（横山富美子君）

ずっと線量がないということは、自然放射線かもしれないということで、あたりなかつたりすること自体が、人の営みをあらわしているということになります。今は朝昼晩測定してますけれど、この時時点では、朝夕しか計っておりません。朝から上がることもありますけれど、昼になって上がることもあります。今のあれでは。風とともに、来て風とともに去っていきますね。どんどん薄まりながら、宮崎あたりに風船が届いたように、宮崎方面にいきます。そこは風向きもありましようけれども、朝昼晩測っていないことが原因だろうと思います。

○委員（阿多己清君）

先生が毎日、こういうβ線粒子の測定をされて、かなり危険だよという御認識の下で、原発を止めてよという、大まかにはそういう要望かなと思うんですけど、原発を止めた場合に、エネルギー問題がすごく心配なところがあるんですが、現在は火力発電とかそういうのが、かなり占めていると伺っているんですけども、原発を止めた場合、今後のこのエネルギー問題というのは、先生はどのようにお考えですか。この地域は、当然、地熱もありますし、水力もあります。そういうと

ころはあるんですが、全体的に見た場合に、原発に頼っている現在、これがもし止まった場合に、どう感じられているのか、お聞かせいただければと思います。

○陳情者（横山富美子君）

地熱発電は非常に有力なエネルギーをつくる方法、手段としては非常にいいと思います。それから太陽光発電も、今九電が買うのを断っているぐらいですので、十分太陽光発電は利用されていません。そして、それに太陽光発電に今蓄電装置がだんだん発達していますので、蓄電によってこんなに日当たりのいいこの鹿児島県でそれを利用していけば大丈夫と思います。もちろん省エネも同時に必要ですけども、いろんなエネルギーをつくり出す方法はあると思います。十分だと思います。3年間原発なしでいきましたので。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので以上で陳情に対する質疑を終わります。陳情者の方にはありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時00分」

「再 開 午後 2時01分」

#### △ 陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第3号、霧島市手数料条例等の一部改正について審議をします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（細山田孝美君）

議案第3号「霧島市手数料条例等の一部改正について」ご説明いたします。議案集の3ページ、新旧対照表は2ページから4ページをお開きください。「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」について法律名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改められること及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、消防法の定める審査手数料が改訂されること並びに市役所窓口の混雑緩和や、より一層個人番号カードの取得を促進するため、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書発行手続きに関する特例措置を令和7年3月31日まで延長することによる、当該条例の所要の改正を行うものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

消防局関係では、貯蔵所等がいろいろ列記されているんですけども、こういうものは市内に対象としてあるんですか。現状を教えてください。

○予防課長（西中園章君）

今回の手数料に関わるものはかなり大きな屋外タンク貯蔵所の手数料となっております。霧島市にあつては、この該当は全くありません。

○委員（阿多己清君）

近くでは、空港に結構大規模なのがあるのかなと思ったんですけど、そこにもないという理解でいいんですか。

○予防課長（西中園章君）

委員のおっしゃるとおり、空港にあるんですけどもこの特定屋外タンク貯蔵所に該当するもの



はありません。

○委員（仮屋国治君）

2条関係ですけれども、令和6年3月から令和7年3月に変えるということになってますけれども、何か今まで令和7年の末が近づくとまた同じことを繰り返すことかなと思うんですけれども、当分の間とか、そういう文言には、することはできないのか、その辺のところは、どうなってるかをお示してください。

○市民課長（森 知子君）

当条例を改正するに当たって、そこも、検討はしたんですけれども、当分の間というような表記の条例はないということだったものですから、期限を1年間切らせていただきました。

○委員（仮屋国治君）

期限を切ったわけけれども、短いすよね。普通5年ぐらいしたらどうなのかなという気がするんですけれども、その辺のところはどういう検討がされたのか。

○市民環境部長（有満孝二君）

手数料の部分については先ほど課長も申しましたとおり、議案を出す時点でいろいろ協議をさせていただきました。やはり、今委員が言われましたとおり、期間も、数年、3年5年という間隔でできないのかというようなこと等もありましたけれども、毎年、状況等を見ながら、あと、近隣市町村の状況等も勘案しながら、その時点で判断をしていこうというようなことになりまして、今回、このような形で議案を出させていただいたということでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第3号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時10分」

「再開 午後 2時12分」

**△ 議案第1号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから  
議案第14号 霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてまで**

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第1号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、議案第14号霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてまで、以上3件を審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第1号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第9号「霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び議案第14号「霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」、まず、議案第9号から説明いたします。議案第9号「霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、地方自治法の一部改正により令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものです。次に、議案第14号「霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」は、平成26年に施行された地方公務員法の一部を改正する法律により、配偶者同行休業の制度が設けられ、本市においても同制度の利用の見込みが生じたことから、本条例を制定しようとするものです。最後に、議案第1号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、先の議案第9号の条例改正及び議案第14号の条例制定に伴い、関連する条項について、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続

き、総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○総務課長（野崎勇一君）

まず、議案第9号から説明いたします。議案書の15、16ページ、新旧対照表は11、12ページをご覧ください。議案第9号「霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、地方自治法の一部改正により令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、本市会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するための規定を追加するものです。具体的には、第3条では、期末手当の後に勤勉手当を追加するものです。第15条の2では、フルタイム会計年度任用職員について、霧島市職員の給与に関する条例第18条の勤勉手当の規定を準用する条項を新設するものです。第25条の2では、パートタイム会計年度任用職員について、同様に霧島市職員の給与に関する条例第18条の勤勉手当の規定を準用する条項を新設するものです。なお、パートタイム会計年度任用職員については、月毎の報酬額が異なることから勤勉手当基礎額を基準日以前6月の平均額とするものです。次に、議案書は25ページから28ページをご覧ください。また、配布している資料（A4縦両面1枚）も一緒にご覧ください。議案第14号「霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」は、外国で勤務等をする配偶者に同行し、生活を共にすることができるようにする休業制度です。今回の条例制定は、同制度の必要な事項を定めるもので、主な概要としましては、資料中、④配偶者同行休業の期間から以降の項目をご覧ください。休業の期間は、3年を超えない範囲内の期間であり、休業の対象となる「配偶者外国滞在事由」は、外国での勤務、事業の経営、個人事業の活動などを外国で行うもの、このほか外国の大学での修学等です。その他に、承認の申請、期間の延長及び再延長、取消事由、届出、臨時的任用などについて規定しています。次に、議案書の1ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。議案第1号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、議案第9号の条例改正及び議案第14号の条例制定に伴い、本条例の関連条項を改正します。まず、第7条については、議案第9号「霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員について、勤務した期間に応じて勤勉手当を支給するために会計年度任用職員の除外を削除するものです。第8条については、第7条で削除された会計年度任用職員の略称規定を追加するものです。次に、第2条と第10条については、議案第14号「霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」に伴い、同制度利用職員の代替として臨時的任用をされた者については、育児休業や育児短時間勤務をすることができない職員に加える改正を行うものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第1号について、質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

この育児休業等に関する条例については、先般の以前の条例改正によって、若干取得要件とか、その柔軟化が図られたと記憶しているんですけども、この育児休業を取得している実績、そういうのが分かっていたら教えてください。また、配偶者の出産によって、夫が職員であるとか、そういう、人が取得している例があったら教えてください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

本市の育児休業取得者の内容について、ということでお答えいたします。令和5年度の実績、現在令和6年3月1日時点での人数を、お答えいたします。まず、女性職員が令和5年度は、11人、新たに育児休業取得可能となったもので、11人で100%、女性は取得しております。続きまして、男性職員になりますけれども、対象者が22名のうち8名が取得しており、率といたしまして、3月1日時点で36.3%になっております。こちら参考ですけども、前年度、令和4年度実績は10.5%となっておりますので、徐々に、男性職員も取得率は増えてきていると考えておりますが、今後も引き続き、取れるような体制を整えていく必要があると考えております。



○委員長（今吉直樹君）  
ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようですので次に、議案第9号について質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

この議案第9号の会計年度任用職員の期末手当、さらに勤勉手当が今回入ることになるんですが、この制度が適用される人数というのが分かってたら教えてください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

この条例が改正されますと6月からの商業の支給に、勤勉手当対象、なってくるんですけども、令和5年度の12月支給時の支給人数を申し上げますと、619名となります。これと同程度の人数を令和6年度の6月に見込んでおります。

○委員（阿多己清君）

6か月以上雇用というのが一つの条件かなと思うんですけども、6か月以上雇用している方々に対しては、全員支給ができるということで理解していいですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

委員がおっしゃいました任期が6か月以上の会計年度任用職員が支給の対象となりますが、一部、1週間当たりの勤務時間が著しく短い職員は除くこととなっております。具体的には規則で示しているんですが、1週当たり15時間30分未満の者ですので大体、1日7.75時間としますと週2日未満の短い著しく短い方は対象外となります。

○委員（阿多己清君）

所得が増えるのはすごくありがたいことだろうと思うんですけども、反対に扶養に入っている人がいるのかなと思っているんですが、その方々が、給付を辞退とか、そういう例はないものでしょうか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

辞退したいというような、申出とか内容は聞いてはおりません。

○委員（仮屋国治君）

霧島市職員の給与に関する条例第18条の勤勉手当の規定を準用すると、両方ともということになってますけれども、そもそもこの規定はどのようになっているのかといいますか、幾らぐらい、どんな感じでもらっているのかをお示しいただけませんか。

○総務課長（野崎勇一君）

職員の給与条例につきましては、18条では、期末勤勉手当等の基準日としまして6月1日、12月1日という基準日を規定しております。また基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給をするというような条項をそれぞれ定めているところでございます。またさらに、支給の額につきましては、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額ということで、条例は、規定をしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

興味があるのは金額なんですよ。幾らから幾らぐらいもらっているのかを知りたいんですが。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

会計年度任用職員の金額ということでよろしいでしょうか。職種が様々ありますけれども、その中で例えば多い部類としまして、学校司書とか事務補佐員の場合で申し上げます。月額職員で3年目の方でありますと、月額15万3,800円になるんですが、これが勤勉手当、今回通りますと年間2.05月の支給になりますので、そうしますと31万5,290円になります。

○委員（仮屋国治君）

結構もらうんですね。としたときに総額はどの程度を見込んでいらっしゃるんですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

全体の会計年度任用職員としまして一般会計、特別会計、合計で、勤勉手当の令和6年度の見込みとしましては2億412万3,000円を見込んでおりまして、当初予算に計上しております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第14号について、質疑を行います質疑はありませつか。

○委員（阿多己清君）

提案理由で、この制度の利用の見込みが生じたと書かれているんですが、本市も希望者が現在いるということで理解していいですか。

○総務課長（野崎勇一君）

本制度を利用したいという相談が1名あったということから今回提案したところございます。

○委員（阿多己清君）

平成25年の地公法改正に伴っての規定かなと思うんですが、これまで、していなかったのは、希望がなかったということかなと思うんですけども、県内の取組状況というのは分かりますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

県内は19市のうち、5市、配偶者同行休業制度のこの条例を策定しております。

○委員（仮屋国治君）

興味本位の質問ばっかしで申し訳ないですが、該当者は、ここに書いてある事由でいくとどういふものに同行されるようになっていふのが一つ。それと、3年を超えた場合には、もう自動的に退職という措置をとられるのかどうか、そこだけ確認します。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

内々で利用したいという申出者の配偶者は公務員、教員で日本人学校への勤務というふうに向っております。あと、休業できる上限期間は3年ですので、それ以上は、この制度は使えませんで、その職員がやめる選択をされるのか、本市に戻って勤務をされるのかという選択になるかと思いません。

○委員（阿多己清君）

最長3年ということで、1回だけ延長ができるということ資料で知りました。最低のラインといいませつか、ここについては、4条にある6か月以上、ここが該当するのかなと思うんですけど、最低はあるのかないのか教えてください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

委員のおっしゃられた第4条ですけども、6月以上継続して外国に滞在する方が対象になるんですけども、延長に関しましては、延長利用しても、最大限で3年になります。というのは、例えば1回目、1年同行で滞在しようと思っていたけれども、配偶者の方の勤務の状況で引き続き1年延びたとなりますと、延長の申請をして、通算で言いますと2年利用できる。さらに再延長の事情が出てきてとなっても、3年が上限となるということです。

○委員（川窪幸治君）

関連になるのかもしれないんですけど、このようにして、勤務で同行された場合に、こちらの市の職員が、減になると思うんですけどそのときの補填とか、そのような状況はどのようになっているんですか。

○総務課長（野崎勇一君）

この制度を利用する職員が生じた際には、基本的には全体の職員配置の中で調整をしていくということが、必要になってくると思えますけれども、業務を処理をするに当たりましてどうしても、職員を補填しなければならないというような際に当たっては、臨時的に任用する職員を雇用しまして、業務に従事していただくということになります。それにつきましては、第10条第2号の中で申請期間を任用の期間の限度として行う任期を定めた採用という形での雇用もできるということで定

めているところでございます。それから先ほどの阿多委員の質問の中で最低という期間につきましては、6か月以上ということになるかと思っております。

○委員（川窪幸治君）

できるだけ、働き方改革も言われていることですので、業務に支障が出ないように、取り組んでもらえたらいいのかなと思っております。

○委員（阿多己清君）

そもそもこの地公法が改正された1番の理由というのは、職員をできるだけ引きとめたいという思いなのか。そこら辺が分かっていたら教えてください。

○総務課長（野崎勇一君）

今制度の趣旨というものにつきまして、やはり公務の中で活躍できる職員人材に今後も継続して勤務していただきたいというようなことがございますので、一旦が外国で勤務等なされる配偶者に同行して、休業制度を活用された後においては、やはり復職し、活躍していただきたいということを想定しまして制度ができたものと考えています。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第1号から議案第14号までに対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時37分」

「再 開 午後 2時40分」

#### △ 議案第15号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第15号、議決事項の一部変更について、工事請負を審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有満孝二君）

議案第15号「議決事項の一部変更について」ご説明いたします。議案集の29ページをお開きください。（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事の請負契約について、昨今の物価高騰による建設資材等の価格や人件費の上昇に伴い、工事請負契約書第26条第6項の規定等に基づき当該契約の金額を増額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、環境衛生課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案集の29ページを御覧ください。議案第15号、議決事項の一部変更についての説明になります。私からは、今御手元にお配りいたしました、資料1、それから裏に資料2とありますが、議案では、詳しいことが書いてないのでこれに基づいて説明いたします。昨日の予算委員会でも説明いたしましたので、予算委員会で出席された方には、また同じ説明になるんですけども御容赦願いたいと思います。まず、資料1からになりますけれども、建設工事請負契約の変更等の状況を整理してあります。この事業については、令和3年3月に事業者選定を行うために債務負担行為187億3,300万円をまず設定しております。次に、令和3年8月に事業者選定を行いましたけれども、令和4年1月に川重東洋特定建設事業共同企業体と、162億1,950万円の工事請負契約を締結したところです。内訳は、建設工事費が134億6,950万円、電力会社接続負担金が27億5,000万円でした。次に、電力会社接続負担金が大幅に減額することが決定したため、令和5年3月に162億1,950万円から135億

2,220万円に減額する変更契約を締結しました。内訳はここに示してあるとおりです。電力会社の接続負担金が5,270万円に減額となっております。次に、工事請負業者からインフレスライド等による契約金額の増額変更の申出があったため、令和5年12月に当該増額分の債務負担行為7億3,446万円を設定しております。そして今回、令和6年3月の欄になりますけれども、インフレスライド等の協議が終了し、変更金額について工事請負業者と合意に至ったことから、当該契約金額を135億2,220万円から、139億2,006万円に増額しようとするものです。裏面の資料2を御覧ください。今回の契約変更に関する工事請負業者との協議の状況について概要を示しております。1の協議の経過についてです。まず、請負業者から令和5年6月28日付けで、インフレスライド条項に基づく請求があり、6月30日を希望基準日として請求を受け付けました。しかしながら、当初詳細な積算内訳書の提出が間に合わなかったため、「残工事の確認日」を積算内訳書が、提出された8月10日に設定しております。協議を開始するに当たっては、同時期にごみ処理施設の建設工事請負契約を締結した自治体等に対して、聞き取り調査を行い、どのような方法で業者と協議をすればよいかということを検討いたしております。その結果、請負業者から提出された積算内訳書を基に事業者を選定した令和3年度と請求があった令和5年度の建設資材価格、人件費等の変動を確認し、それを残工事に反映させる方法で協議することとしました。変動率は、建設物価調査会が発行する「建設物価及び建築コスト情報」、経済調査会が発行する「積算資料及び建築施工単価」鹿児島県土木が公表する「公共工事設計労務単価表」、日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数」こういったデータを採用することとしております。積算内訳書の提出意向を確認作業と請負業者との協議を重ねまして、金額の合意に至ったため、令和6年1月17日付けで仮契約を締結しております。最後にインフレスライド額の計算方法について、その概要を説明します。まず、請負業者から増額請求があった金額というのは7億3,260万円でした。担当課で積算内訳書を基に、刊行物単価等で変動を精査いたしましたところ、その額は、生産額が5億2,650万5,100円ということで私ども精査いたしました。インフレスライドの額を決定する際の運用で、残工事費の1%分は請負業者が負担するというところから、残工事費130億5,051万の1%でも1億3,050万5,100円を、精査額である5億2,650万5,100円から差し引いた、3億9,600万円を今回の増額分として算出し、請負業者と協議したところです。なお協議に用いた人件費、建設資材価格等の上昇率の主なものは、資料の参考のところに示してありますので、御確認いただきたいと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

予算のときにも少し最後でお伺いはしお聞きはしたところであったんですけども、今後もまた追加で予算額が増えていくような可能性があるかお聞かせください。

○委員（植山太介君）

予算委員会るときもお答えしましたとおり、これは契約上、認められることになっていきますので、現時点からさらに、インフレが進んで、その単価が急激な上昇をして、事業者側から補填してもらいたいというような協議があった場合は、協議には応じなければならないというふうになっております。あと2年間ですので、その可能性とかを考えた場合には、もうこれで最後かなというふうに思っております。事業者側にも、もうこれで最後ですからねというようなことは一応言っております。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですのでこれで議案第15号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

## △ 陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書

### ○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書について、本市の川内原発から受ける影響を把握するため、執行部の説明を求めます。

### ○市長公室長（冨永博幸君）

陳情第2号「川内原発20年延長に関する陳情書」における陳情の趣旨につきましては、現状として昨年11月1日に原子力規制委員会において川内原発の運転延長が認可され、同年12月12日には薩摩川内市長が運転延長を容認し、同月21日には総合的に判断した結果として、鹿児島県知事も運転延長を容認したところです。今回の結果を受けて、本市が特別に何らかの対応を求められることはないものの、原子力災害発生時の本市の防災対応として、関係市町からの避難者受入れや屋内退避の発令などが引き続きの取組となります。詳細につきましては、危機管理監がご説明申し上げます。

### ○危機管理監（平田雄嗣君）

原子力災害発生時の本市の防災対策について、ご説明します。原子力災害が発生した場合の対応策は、国の「原子力災害対策指針」で示されている「原子力災害重点区域」である、原子力施設から30km圏内の地域においては、国の防災基本計画や鹿児島県地域防災計画に基づき、避難や屋内退避などの防護措置を行うこととなっています。また、原子力災害重点区域外の地域については、当該地域内からの避難の受け入れを行うとともに、緊急時モニタリングの結果に基づき、必要に応じて、原子力規制委員会が、屋内退避等の実施を判断することとなっています。なお、本市は、川内原子力発電所から約40km離れており、原子力災害重点区域外であることから、本市の防災対策については、川内原発で重大な事故が起こった際、まず、県からの情報収集に努め、県並びに関係市町からの要請により、原子力災害重点区域内の薩摩川内市、出水市及びさつま町からの避難者を受け入れ、必要な支援を行います。このための事前の対策としまして、避難者を受入れるために必要な避難所を確保し、県が実施する避難訓練に参加するなどの体制を構築しています。また、原子力規制委員会が本市に対し、屋内退避の実施や一時移転を判断した場合には、防災行政無線、きりしま防災行政ナビ、本市ホームページ、FMきりしまなどにより、市民に対し必要な情報を伝達することとしています。以上で、原子力災害発生時の本市の防災対策についての説明を終わります。

### ○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

### ○委員（竹下智行君）

今の最後、原発事故が起こったときに、避難所の受入れをすることになるという話でしたが、霧島市では最大どれぐらいの人数の受入れが可能だというふうに考えておられますか。

### ○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

避難者の受入れ状況についてお伝えします。本市におかれましては、避難所は120準備しております。そのうち10が県の施設となっております。収容人数にありましては2万6,000人です。それ以上の受入れを望む場合は別な建物を開設していく予定であります。

### ○委員（竹下智行君）

別な建物っていうような想定としてはどういうふうな建物を想定されてますか。

### ○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

先ほど言いました、120の施設のうち、市の施設110あります。これにつきまして、霧島市の指定避難所は100施設あります。原子力で指定しております避難所にあつては、69か所指定をしております。残りの31か所がありますのでそちらから順次使っていく予定であります。

○委員（竹下智行君）

指定された避難所とそれで収容できなかったときは別な避難場というお話でしたけど、別な避難場ってというのは、まだ検討はされてないのか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

原子力の事故に関しまして避難者の受入れというものは、基本的にはまず国の趣旨に従って行います。国そして県の指示に従って行うものになります。今長島田が申しあげました避難所というのは霧島市が、現在、受入れが可能な施設ということでまず県に提示をしております。その中で、県が施設の割り振りを行って、基本的には霧島市が事前に提示してあります避難場のキャパに応じて県が割り振りをして避難をすることで、今、申しあげた避難所で、当面は受入れ可能なだけ受け入れて、その後何らかの状況に応じて、もう少し受入れが求められた場合には、その都度、既存の公共施設等で状況に応じて開設するというふうに考えております。

○委員（植山太介君）

先ほど陳情者との話の中では川内原発から発せられる放射性物質が問題だというような話がございました。市としては、この放射性物質、どのように調査研究、あるいは取り扱って、県国と連携をしているのかそこら辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

放射性物質の拡散等につきましては、現在霧島市で調査研究というのは行っておりません。と申し上げますのは、原子力政策につきましては国策として、原子力規制委員会、日本の最もすぐれた原子力対策に特化した知見を持つ方々の集団ですので、その方々が中心になって研究をされていらっしゃると思います。その知見に基づいて、国並びに県の指示で、原子力対策については市町村は動くというふうに、認識していますので、その辺りを、原子力規制委員会を超えた知見というのはもう当然持ち合わせていないものですので、そちらの知見を利用して対応いたします。

○副委員長（久木田大和君）

まず一つは、緊急時のモニタリングについて行うというふうには書かれている部分でここ霧島市にポイントを設置される部分があるのかどうか、教えてください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

緊急モニタリングにつきましては、やはり、原子力規制委員会の指示に従って、まずは、原子力災害対策重点区域、PAZ、UPZと言われる区域内にはモニタリングポストというのを常設で設置しています。それ以外に影響が及ぶというふうに原子力規制委員会が判断した場合に、その事故の状態、あと気候の状態、風向きとか、そういったものを、専門の知識を有する方々が判断した上で適切なところで、可搬式のモニタリングシステムを車に搭載であったり、飛行機であったり、そういったものを使って、最もリスクが高いところに移動して、モニタリングをするというような仕組みになっています。ですので、霧島市で独自にということではなく、そこは原子力規制委員会、国の下で行うものというふうになっています。

○副委員長（久木田大和君）

もう1点、霧島市、事故が起こった場合の対応としては、恐らく、霧島市では担当の課をまだ、現状は設置しないと思うんですけどそこについては安心安全課が対応していくという形になっているのかというところの状況について教えてください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

原子力対策につきましては様々な問題点が発生すると思っております。例えば環境問題、あと農作物への問題、あともとのエネルギー政策の問題、様々な部分がありますが、避難者を受け入れるということについて安心安全課で対応します。

○副委員長（久木田大和君）

事故が起こった際の霧島市民が影響を受ける場合に関しての対応というのは、現状では、どこが担うんでしょうか。



○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

原子力事故に関しまして、霧島市民への対応というのは、まずは安心安全課が中心となって担うこととなります。

○委員（川窪幸治君）

今久木田副委員長の委員のやつに重複するかもしれないですけども、今お答えとして、はっきりしたお答えをいただいているので、安心はしているところなんですけども、実際、地震なり、福島原発みたいな本当に起こった場合、冷静な判断が皆さんができるのかなというたら私も心配なところなんですけども、やっぱり市民を守るためには、やはり想定外、想定を超えたってということがよくあるので、その検討をもっとまたされたり、ここに書いてあるような、原子力規制委員会、この指示ということがよく言われているんですけど、市としてももう少し研究とか、調査とかしようというようなお考えがないのか、お聞かせください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

先ほどのお答えと重複するところもございますが、やはり、原子力規制委員会、そこが専門的知識を有するところである以上、それを超えて霧島市が知見を持つということは現実的に不可能でございます。ですので、想定を超えた場合というのが今、重点区域というのが30キロ圏内、40キロは、想定を超えてするのか。50キロするのか、その辺りは何かしらの知見がないと、行政として動けるものではございません。ですので、今現時点で霧島市で、特別な知見を持たない以上、改めて調査研究等を行うというのは現実的ではないというふうに考えます。

○委員（川窪幸治君）

ということは、原子力規制委員会の判断を1番として、ほぼ霧島市は安全であろうというような認識でいいという、そういうことでいいですかね。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

そもそも原子力規制委員会というのが福島原発事故を受けて発足されたものでございます。福島原発の時点で想定外というのが、なかなか把握ができてなかった。対応がスムーズにできなかった、そういう反省をもとに原子力規制委員会というのが発足して、今回も重点区域と言われる30キロ圏内、それを超えた場合の対応策というのももちろん示されてございます。例えば、まず30キロ圏外の自治体においては、空中に飛散するプルーム、放射線を発する能力を持つ、いわゆる雲、ちりそういったものが30キロを超えて飛散するといった事例もあったと、福島で。その結果を受けて、それをもっても、対応策として十分であるというふうに、原子力規制委員会が対応を示しているものがございます。例えば、屋内退避、屋内退避で外部被曝及び内部被曝両方から効果的に守れるということを示されてございます。それで、先ほど申し上げた、緊急モニタリング、それを行った上で、それでもやはりリスクがあるというふうに判断された場合は、国県から、霧島市に対しても、避難なり一時退避なり、そういったものの指示が行われます。それに従って我々は動くというふうに計画しております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど陳情者の方が、自分で取ったデータのグラフを持って説明をされたんですけども、それによると、この月だけ多かったのは、燃料棒の交換があったときじゃないかっていうような推測でお話をされたんですけども、霧島市で何かそういう放射線の量っていうのは常時何か調べてるような取組とかあるんでしょうか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

霧島市独自で放射線を検出するというような取組を行っておりません。個人の方が、独自で検出されたというデータもあろうかと思いますが、基本的には我々としては、原子力規制委員会のモニタリングポスト30キロ圏内に複数か所設置してありますのでその結果というものが重要かというふうに考えています。

○危機管理監（平田雄嗣君）

若干補足をします。令和3年の資料になるんですけれども、川内地域につきましては、モニタリング地点というのは81か所ほど指定されておりましてそこでモニタリングしております。その結果につきまして数か月に1回ほどは県からこちらに情報提供いただいているところですので、そちらで確認しているというところでございます。

○委員（阿多己清君）

陳情者が、β線粒子ですかね。あれを清水で計っておられて、グラフ化されて、今日お示しをし、説明をされたところですか。いろいろ安心安全課サイドでの協議という中で、こういうβ線粒子なんかの数値というか、ここで計ってはないと思いますので、そういう議論になったことはないんですよ。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

原子力発電所からの影響、環境における影響という部分につきましては、安心安全課で議論したことはございません。所管としては環境のほうかというふうに考えています。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。ただいま委員が委員から発言の申出がありました。許可してもよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員外議員（宮内 博君）

今回出されている陳情書。これは能登半島地震を受けて、改めて、福島第一原子力発電所で起こった事故の被害がいかに深刻だったのか。そして、今回の地震を受けて、川内原発、さらに20年延長するのがこれでいいのかと。こういう、問題提起として出されているわけですよ。特に能登半島地震の学校関係では強調されてるのは、一つは志賀原発、これが地震当時、稼働していなかったと。停止していた状態だったので、幾つかの問題があったけれども大事故につながらなかったと。もう一つは陳情書の中にありますように、珠洲市での原発の建設計画。これがあったんだけど、市民運動によって、この計画が白紙になっている状況下で起こったのが今回の事故だったと。珠洲市では4mもの地盤の隆起が起こっていると。もしここに原発ができていたということになったら、いかほどの被害があったんだろうかということで、再度考えてくださいという、そういう内容で出されているわけですよ。それで、先ほど来から原発から30キロ圏内ということがありますけれど、口述にありますように霧島市へは、川内原発から40キロ、市役所まで約50キロだろうというふうに思うんですが、市議会でも、原発周辺の、自治体、事故後にどうなってるかということで調査に行っております。先月、有志の人たちが双葉町にも行かれたというふうにお聞きをしておりますけれど、私が行きましたのは大館村というところでは福島原発から50キロなんですよ。正に霧島市と同じような距離にあるところですよ。当時風向きがちょうど大館村に吹いていて、そしてそのことに気づかなくて、多くの人たちに放射能が出たというようなことで、一時期、ほぼ全村避難ということになった経過があります。ですから30キロ圏内ってのは国が、そういうふうに一定の枠を、設けておりますので、そこでの議論ということは中心になるだろうと思いますけど、おっしゃるように原発そのものは国がベースロード電源だというふうに位置づけているわけですよ。一つの自治体で何ができるかというのは制約はあるだろうと思うけれども、やはり、委員からも意見が出されているように、本当に事故が起こったときに、季節によっては、この霧島市であっても50キロ離れても、放射能被害が起こる、そういう危険性をはらんでいるもんだということで、独自の調査ぐらいあってもいいのかなというふうに思いますけれど、その辺議論したことはないんでしょうか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

一部繰り返しにはなりますが、飯館村の30キロを外れた地域で、放射線量が多く検出された。それを受けての原子力規制委員会が発足であったというふうに、認識しています。それで先ほど申し上げたところの緊急モニタリングに応じて、霧島市は、原則、室内退避を呼びかけますが、状況によっては一時退避といったところも、柔軟に対応できるようにしております。先ほど来申し

上げます霧島市が特殊な知見を持たない以上、原子力規制委員会がされる判断を超えて、より正確な客観的な調査研究というのはなかなか難しいというのが現状でございます。ですので、現時点で今まで安心安全課として、そういったところを検討したことはございません。今後も、予定をしております。

○委員外議員（宮内 博君）

大館村は一時、避難場として設置をされたんですよね。避難先であったところに放射能が降り注いできた。というようなことがあって、大変な問題になったわけなんです。ですから同じようなことが、先ほど、どれぐらいの避難者受付なのかという2万6,000人が収容できる、そういう準備をしてるんだということなんですけれど、ですから風向きによっては、この方たちと同時に、12万5,000人の霧島市民も被害を受けかねないという、そういう危険性をはらんでるという認識の下で、やはり対応度市独自の何か対応できないのかということは常々、ぜひとも議論をしていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思います。

○委員長（今吉直樹君）

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで陳情第2号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

#### △ 委員間討議、議案処理

○委員長（今吉直樹君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員間討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第1号霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第1号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第3号、霧島市手数料条例等の一部改正について委員間討議を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第3号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第3号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第9号、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第9号について討論に入ります。討論はありませんか。

んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第14号、霧島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第14号について討論に入ります討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第14号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号、議決事項の一部変更について（工事請負）について委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第14号について討論に入ります討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

今回横山先生からの提出になりますけれども、先生の気持ちというのは、十分、理解ができるどころなんですが、ただ、そういうβ線粒子の測定をもって、危ないとか危険性の部分を言われるところが私個人的には理解ができなかったところもあります。ただ、危険は重々、災害があちこちありますので、理解はできているところです。ただ、現在、市長公室長からいろいろ説明もありましたけれども、県知事が12月21日でしたっけ。しっかりとこれまでの一連の経過を踏まえて、稼働20年延長は、容認するという旨の表明もされておりますし、しっかりと安全を守っていく、県民の生命と暮らしを守っていくということを強く訴えられているところもございます。それで、原発を停止した場合、すごくそういうエネルギー関係政策が、十分でなくなるおそれもあるので、かなり心配です。先般も止まったとき、いろいろ家庭の電気使用の制限等も、いろいろ言われておりましたし、陳情人は蓄電池をといたところもありましたけれども、蓄電池も200万円を超えとか、そういう家庭でもかなりの多額の費用も発生しますし、少しあり得ないのかなと。実態に合わないのかなという思いもしますけれども、そういう再生可能エネルギーも近くにもありますが、やっぱり心配は心配ですけど、現時点は、原子力発電群に頼らざるを得ないかなと思っているところです。それで、この陳情の採択というところは考えられないかなと思っているところです。また、皆さん方の御意見もお聞かせいただければと思います。

○委員（植山太介君）

今回の陳情の大きな話となりました川内原発からの放射性物質の本市への影響ということであり

ますが、市の当局にも確認をしたところ、国そして県、最高の機関である原子力規制委員会以上のことを知ることができないと。その委員会が安全であると言っている以上、これ以上のことが市としてできることがないのではないかと私も考えるところでありますので、私も不採択にするべきだと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終わります。まず、本陳情について直ちに、討論、採決を行うのか。それとも、継続審査とするのかをお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（鈴木てるみ君）

この陳情に関しては、内容的に先ほど阿多委員からもありましたように、県も認めてる、国も認めてるということで、霧島市がここで、継続審査にする必要はないと思いますので、今日決定したほうが良いと思います。

○委員長（今吉直樹君）

それではただいまの御意見、採決を行うことに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは本陳情についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（鈴木てるみ君）

私はこの陳情の採択に対して、反対の立場で討論に参加いたします。地震国日本ではどこにいても、地震の対策はここまでやったら大丈夫というものはないと思います。私たち、議員有志も、川内原子力発電所を、その点で見学に昨年行ってまいりました。川内原子力発電所のあるところは、もし、地震があったときに予想される、最大津波は6mであると、原子炉建屋があるところは13mで、かなり高いところにありました。そして、東日本大震災以降に定められた国の決まりにのっとって、竜巻対策など可能な限りの対策がとってあり、そのような現状を確認することができました。日本での使用電力は、年々、需要が増大している現状があります。それに対してエネルギー資源は日本は非常に乏しいものがあります。原油の輸入に関しては、国際の政治事情に大きく左右され、また原油価格も本当に今上がっているような状況です。陳情者がおっしゃる、再生可能エネルギーに頼っていけばいいんじゃないかという御意見でしたが、太陽光発電は、太陽が上がっているときしか発電しませんし、風力発電は本当にもう風任せで、この再生可能エネルギーは、不安定な供給状態であるということをもっと理解しないとダメです。そして火力発電ですが、CO2を出すというのはやはり環境問題からしても、ここはもう縮小していくべきで、実際、川内火力発電所はもう閉鎖されております。それに比べ、原子力発電というのは少ない燃料で大きな発電をしておりますし、九州電力管内では、原子力発電による供給量は40%を超えております。次世代エネルギーが出るまでは、安全面に十分な対策をとりつつ、原子力発電を稼働させ、生活・経済を回すしかないのではないかと理由から、本陳情の採択には反対したいと思います。

○委員長（今吉直樹君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではいらっしゃいませんのでほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論がないようですのでこれで討論を終わります。採決をします。陳情第2号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者ゼロ名、起立なしと認めます。したがって、陳情第2号については不採択とすべきものと決定しました。

## △ 委員長報告に付け加える点

次に、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。ある場合は議案又は陳情番号とその内容を御発言をお願いします。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようです。それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案第15号については、3月14日の本会議で、それから残りの議案4件及び陳情1件については、3月27日の本会議で表決となります。それぞれ委員長報告を行う予定です。これで付託された案件の審査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

## △ 所管事務調査 地域防災の現状と課題について

### ○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、所管事務調査を行います。テーマは地域防災の現状と課題についてとなっております。まず初めに、執行部の説明を求めます。

### ○市長公室長（富永博幸君）

本年1月1日に発生した能登半島地震においては、発災直後に家屋倒壊や津波により多くの方が被災しました。このような状況においては、消防や自衛隊などによる支援、いわゆる「公助」には限界があることが浮き彫りとなり、発災時に、自己防衛である「自助」と、「共助」と呼ばれる市民相互の助け合い、いわゆる「地域防災力」が欠かせないことを再認識いたしました。今後とも、市民の防災意識の向上を図り、更なる地域防災力の強化に取り組んでまいります。詳細につきましては、安心安全課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

### ○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

能登半島地震以降、改めて「共助」は災害時に有効であることが認識され、本市においても、地域等からの地震に関する防災講座の問い合わせが増えつつあります。共助がより効率的に行われるためには、平時から地域内でルールを定めておくことが有効であり、そのルールを明文化したものが「地区防災計画」です。また組織的に共助を実行するのが「自主防災組織」であり、地域の中で「助け合いの必要性和重要性」に対する共通認識を醸成し、自発的な地域防災力向上のための支援が必要であると考えています。本市における地区での防災計画策定状況は、霧島市地域防災計画に掲載しているのは7地区、自主的に計画を策定した地区が6地区の合計13地区であることから、計画策定の促進とともに、計画策定後の支援の在り方についても課題であると認識しています。本市としましては、まずは防災出前講座等を通じ、「自助」だけでなく「共助」の重要性を周知し、自主防災活動に対する意識向上を図り、実効性と有効性及び自主持続性の高い地区防災計画策定と自主防災組織づくりへの支援を図ってまいります。以上で説明を終わります。

### ○委員長（今吉直樹君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

### ○委員（阿多己清君）

先ほど説明があった防災計画の7地区、自主的な部分6地区13地区というのは、地区自治公民館のことでしょうか。自治会等も入っている13地区なのかそこを教えてください。

### ○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

認定しております7地区にありましては、地区自治公民館並びに自治会、両方ずつつくっております。また未認定につきましても同じように自治公民館と自治会で策定しているところ です。



○委員（阿多己清君）

地区自治公民館が何地区自治会が何地区、そういうので教えてください。

○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

まず認定されて7地区ですが、地自治公民館が4地区になります。自治会が3地区になります。未認定の6地区につきましては、地区自治公民館が2地区、自治会につきましては4地区になります。

○委員（阿多己清君）

できれば、自治会名、公民館名を教えてください。

○市長公室長（富永博幸君）

先ほどのまず7地区です。自治公民館が4ありますが、福山中央、野口、府中、国分川内です。自治会は3ですが、富隈の新川、清水の久保田、清水の片平、自主的につくっております6地区が地区自治公民館が2ですが、福島と広瀬。自治会が4ですが、清水東、高千穂6区、姫城の新七、それから府中ですがここは今分かってないところです。

○委員（植山太介君）

先ほどの口述でありました。地区防災計画策定と自主防災組織づくりへの支援を図ってまいりますと結ばれておりますけれども具体的にどのような支援を図っていくおつもりかお聞かせください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

地区防災に当たってはまず、自主性というのがかなり重要になるというふうに考えています。発災現場におきましては、行政というのはその場に入っていけません。ですのでまず、地区の防災計画であっても、自主防災組織であっても、自立したものでないと生きたものにはならないというふうに認識しています。ですのでまず計画をつくる前段階、自主防災組織の育成の前段階で、まずはその防災講座等を用いて、地域の中の意識づくりからしていきたいというふうに、霧島市では考えています。そうした上で地域の中でどうしても相互の助け合い、共助というものが必要だなという意識が高まった段階で、計画の策定のお勧めをしたり、組織づくりへの支援をしたりというふうに計画的に考えています。

○委員（竹下智行君）

今日の南日本新聞にも、地区防災計画がなかなか進んでないという記事が出ていましたけれども、まさしく霧島市もそういう現状だと思うんですが、私も一般質問ではこれについては触れたところなんですが、実際住民の方々が、この計画についての認識をまず持たれてないとか、あとはやはり、広報がうまくいってないという課題がありましたけれども、特に全く横川だったりとか、1地区も計画ができてないというところがあるわけですので、そこあたりについては、出前講座が、まずは、安心安全課では進める第一歩なんだと思うんですが、待っていてもこないというのが現状だと思うのでここが今までだったと思うので、ここをさらに加速するための工夫というかももう一歩踏み込んだ工夫というのは、何かお考えではないでしょうか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

今御指摘のとおりなかなか計画づくりというのは、地域に周知というのができてなかった現状もございます。霧島市としても、どうやって声かけをしていいのかというのがまだまだ定まっていない現状がございました。今回、公民館長に対してアンケートを実施しまして、今現在、そういった地域独自の取組をしているとか、その計画等を今つくりたいという意識を持っているとか、そういったところの調査を行った結果、霧島市内で、全27地区については、既に作成中若しくは検討しているという、御意見をいただいています。まずはそういったところからお話を聞かせていただいて、我々が支援できるところは支援していくと。もちろん、地区の防災計画ですので支援なしでもつくっていったらっしゃるところも、当然6地区見つけました。支援を必要としないところでもアドバイスなり、できるところがないのか探っていくって、全市にそういった動きを広めていきたいというふうに思っています。

○委員（川窪幸治君）

地区で防災講座を行われるということなんですけれども、今、7地区でこの6地区というふうに出ているんですけど、自治会にしても公民館にしても、加入率っていうのがあるのかなというところを考えるんですけど、周知をされる中で、館にしても自治会にしてもそうですけれども、そこに入られていない加入されていない方々への防災講座への周知というようなものはどのように考えられているのでしょうか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

防災講座の開催につきましては、公民館単位というわけではございません。施設であったり、そのほか任意の方々からのお声かけがあった場合も、開催いたしております。ですので、市報等で、防災講座について周知を図っているつもりなんですけれども、それを見られた方で、お声かけいただいた場合は、公民館等の加入は問わずに実施しているところでございます。

○委員（竹下智行君）

安心安全課の人員について確認させてください。本当に今回市民の方々も防災に対する意識が高くなってるかと思うんですが、大分業務的にも大変なってきていると推測はするんですが、現在の安心安全課の防災と細かいところの職員配置についてまず、お示しいただけますか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

危機管理監、安心安全課町、主幹兼グループ長、そのほかにグループ員が4名おります。

○委員（竹下智行君）

グループ長がいてその下に4名、例えば出前講座に行く職員というのは、何人講座の講師として、説明に行けるんですか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

講座には、主幹兼グループ長以下全職員は対応は可能であります。トータル5名。行くのは大体2名で講座には行っております。

○委員（竹下智行君）

今、安心安全課も啓発も一生懸命されてるので、恐らく、さっき、何か27か所ぐらいが作成中だったり、作成したいという申出があるみたいなので、主に行くこの2名の方々が、どこまで対応できるのかなというのと、時間帯とか、そこはもう自治会の要望によって夜間というか夕方、そういった時間でも対応をするつもりなのか、そこあたりが、どこまで対応が可能なのかなというのは心配するところであるんですが、どういうふうにお考えですか。

○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

出前講座にもいろいろ打合せ等ありますが、その場合は夜間もちろん対応しております。出前講座に関しましては、土日でも対応しており今回、今年は10回ほど土日でも出て行っております。また夜間も、7時以降も、福山とか、今度、横川であるのも6時以降で対応する形であります。

○委員（竹下智行君）

対応が可能という理解でよかったですか。

○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

はい、対応可能です。

○委員（川窪幸治君）

今、竹下委員に類似するかもしれませんが、防災士と言うのも、免許としてあるようなんですけども、職員で持ってらっしゃる方っていうのがいらっしゃるのかどうか。把握されていればお知らせください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

防災士の資格というのが国家資格等ではない関係で、市で正式に把握しているという状態にはございません。場合によっては職員で持ってるケースもあるとは思いますが、把握はしていません。

○委員（川窪幸治君）

地域によっては助け合いの必要性の重要性というふうに書いてあるんですけど私も、何か前に防災士の免許取りに行かせていただきました。そのときにもあったんですけども、まず、防災士の免許を取られるときに、始められたときに郵便局の局長を呼んで、まず防災士の免許を取っていただいたというようなことがあるようでございます。私たちも個人的に行ってとったところなんですけども、やはり、災害があったときに、やはりそういう方たち、少し、皆さんより知識を持った方たち、こういう方たちを入れて、また、そういう、地域の防災活動をしていくというのも一つの手だと思んですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

今御指摘いただきました、防災士、あと県の地域防災推進員、その方々もかなりの数いらっしゃるということで今回、やはり地域にそういった意識を持っていらっしゃる方知識を持っていらっしゃる方というのがいるというような今把握を始めたところでございます。ただし、そこで得られた知識というのは、全般的な知識ということが多くと。例えば、津波については南海トラフを前提に、いろいろな勉強会があるというふうに聞いています。霧島市においては、南海トラフよりも、桜島海底火山噴火が、津波としては被害が大きいです。ですので、そういった形で、霧島市に合った知識というのも、その方々と連携をとりながら、共通認識を持った上で、地域と連携できる方法がないか、今ちょうど検討始めているところでございます。そのほかに、公民館に属してなくても、防災に興味を持っていらっしゃる方、意識を持っていらっしゃる方、そういった方々をどうにか連携できないか、今、その方法についてやっとなら検討始めたところでございます。

○委員（竹下智行君）

一般質問で触れられなかったので今いい機会だなと思って。安心安全課では、有村グループ長がかなり知識を持たれて、いろいろ答弁等もすごく専門的なところも入れながらお話をできると思うんですが、やはりこの霧島市の12万何千の人口の中で安心安全課が要になるかと思うんですが、専門性を持った職員の育成というのは、事務担当でも非常に必要だと思うんですが、この安心安全課の専門知識を持った職員の育成というのはどういうふうにされているのかなと。有村グループ長が異動があるわけですので、そこあたりの異動のことも考えられて次の職員の育成とか、このあたりはどういうふうな形で、体制的なところでは、今後、今現在されているのか今後される予定なのかそこ辺りを教えてください。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

通常業務におきまして、グループ長を中心に、防災の知識については、日頃から情報共有を図っているところでありまして、防災講座なども、担当はおりますけれども先ほど申しましたとおりグループ長以下全て対応ができるような環境はつくっておりますので、日頃の業務の中で情報共有を図りながら、職員の意識、業務の向上を図っているところではあります。

○委員（竹下智行君）

今グループ長は何年ですか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

もうすぐ5年になりますけど、私、専門的な知識というのは持ち合わせておりません。あくまでも、行政の事務員として与えられた範囲での知識のみでございますので、私のかわりに次の係長が来てすぐ対応ができるような体制づくりをとっております。

○委員（竹下智行君）

危機管理監とか課長の決定権が上にあるのかなというふうな何となく、対応というか、お話しすると、そういうふうを感じるもんだから、そこ辺りを、体制的なところを、グループ長頼みじゃなくてグループ長に匹敵するようなとか、そういうふうな育成をぜひぜひしていただきたいなところを、これ要望をさせていただきます。

○委員（植山太介君）

先ほど地域の意識を持たれてる方と連携を正に今可能性を見つけているところだというお話でし

たが、地域の消防団の方々との連携というのを行われているのか、地域といいましても消防団の兼ね合いから地域外から来られてる方も中にはいらっしゃると思うんですけども、こういった活動に地域の消防団と道との関わり、連携を行っていることがあったら、お教えてください。

○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

消防団との関わりにつきましては令和4年度行われました。霧島市総合防災訓練に消防団も参加していただき、その中で連携をとっております。また、毎年、危険か所巡視を行っている際も消防団三役に来ていただき、見て一緒に危険か所を回っているところでございます。

○委員（植山太介君）

理解いたしました。私が思うのはその地域の防災を担っていると言ったら言い過ぎかもしれないですけどやはり意識を持たれて、その地域を守るんだという思いで消防団に加入されていると思いますので、しっかりその場所場所で、組織があるわけですからぜひ出向かれて、関係を築かれたら、もっともっとそういったのが発展していくのではないかなと思いますので、要望としてお伝えさせていただきます。

○委員（仮屋国治君）

霧島市に想定される災害というと、洪水とか河川氾濫とか土砂崩れとか、地滑りとか、津波があるのかどうか分かりませんがいろいろあると思うんですが、それをハザードマップで想定していらっしゃると思うんですね。レッドゾーン型イエローゾーンがあつたりするわけですけども、人命に関わる災害の危険区域、これが種類別に何か所ぐらいは想定していらっしゃるのか、分かっていたら教えてください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

災害種別につきましては、まず、土砂災害警戒区域、それも複数種類、内容がございます。その中を、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われるところと、それには及ばないけれどリスクのある地域、イエローゾーンそういったところを分けてございます。あと浸水想定区域、これにつきましては、種類を複数設けて、最大規模、あと計画規模、あとその浸水深、そういったところも、明示してございます。あとそれにため池については特別指定がしたものに対して、もし破堤した場合の浸水地域というのが、ハザードマップに示してございます。津波の浸水想定区域というの、表記がしてあります。今表示をしているのは以上になります。

○委員（仮屋国治君）

今、三つか四つおっしゃった中で、霧島市で何地区ぐらいい何地域ぐらいいを想定していらっしゃるかわかったら教えてください。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

基本的にはもうほぼ全域です。何らかのリスクがあると。むしろ、リスクがない地域が少ないと言っても過言ではないです。例えば、この霧島市庁舎シビックセンターについても浸水想定区域内、旧天降川の河川内にございますので、この市街地全域が浸水想定区域には含まれます。あと山間部につきましてはもう、ありとあらゆるところが土砂災害警戒区域で、沿岸部については、津波浸水想定区域、例えば広瀬のあたりとかはどのリスクもかかってないですけども、霧島市内何らかのリスクがかなりあるというふうに認識しております。

○委員（仮屋国治君）

そりゃそうですね。お尋ねしたいのは、レッドゾーンと言われるところが特に人命に危険を及ぼすよというのを何か所か想定をしていらっしゃるのかというのをお尋ねしているんですけど、もう一度お願いします。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

レッドゾーンと言われるか所もかなり、それぞれが差があります。かなり狭い範囲でレッドゾーンがかかっている部分があれば、広域でかかっている部分もございます。レッドゾーンも市内全域に点在してございますので何地区というふうなお答えというのは難しいところです。

○委員（仮屋国治君）

冒頭からね、計画を立てるのに、防災講座からというような話になってるけれども、私申し上げたいのは、いろんな区域がある中で、やはり県の高いところの地域、公民館、ここを指定区域というか、抜粋して、市内何か所か選んで、そこで計画をつくっていくことも大事なんではないかという質問を今させてもらおうかなと思ってたんですよ。そういうところでやりようとして、もうポジティブになっていただいて、本当災害の規模が大きくなり得る地域、公民館、自治会でも構わないけれども、モデルケースとして防災計画も年次的に何か所かずつ進めていくことをしていかれたらどうかという提案なんですけども、いかがですか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

ただいま御提案いただきました。非常に我々もそのとおりだと思っております。リスク地に関しては、率先して、こちらから出向いて行って、計画づくり等に支援をしていきたいというふうに思っています。今現在、そういった観点から福山の下場地域、先ほどの永島田から申し上げましたが、福山の下場の中央地区につきましては、地区の防災計画は既に策定していますが、そこは大廻地区小廻地区、ほぼほぼ同じような、災害リスクを持っている3地区でございます。そこに対しまして今、霧島市としましては、3地区を一つ、同じ地区としての防災計画の策定を呼びかけをして、令和3年から、もう10回以上そこに、こちらから出向いて一緒に地域の方々と、話をさせていただいて、まずあそこは明らかにリスクが高いところですので、そこでのモデルとして組立てていこうというふうに今しているところです。で、当該地区につきましては3地区を一つ大きな柱の計画地区計画をつくりまして、その中をそれぞれやはり住民性が違いますので大廻小廻中央それぞれ細かい計画で分けていくというような2段階の計画作りの支援をしている最中で、今順調にいきますと今年度でようやくできるか来年度少し頭にかかるかもしれませんが、それをモデルとしてほかの地区にも広げていきたいというふうに思っています。

○委員（仮屋国治君）

今やってらっしゃることを否定してるんじゃないんですよ。今現在そういうことをやってらっしゃる、それを今後、年次的にそういう形で進めていかれてはどうですかということを申し上げているんだから、部長どうですか。

○市長公室長（冨永博幸君）

この地区防災計画、すぐにできるものではございません。どうしても複数年かけて、支援していきながらやっとならざるものだと思います。そういうのもあってなかなか前に進まない。数が多くならないという原因もあるんですけども、それを打開していくためにはどうしても、こちらからも積極的な呼びかけみたいなのが必要になるというのは重々認識しているところです。ではどこから手をつけるかという話になるんですけども、今の取っかかりというのは福山です。なのでこれをやっぱり広げていかなきゃいけないというのはもう重々承知しております。そういう危険度が高いところをやはりこちらとしても呼びかけをして行って、前に進めたいというふうに認識をしております。

○委員（鈴木てるみ君）

地区防災計画、防災人材をつくるのに、市の職員の皆さんもそれぞれの地域に住んでいらっしゃる、自治会に入っているいらっしゃると思うんですが、その人たちに頑張ってもらってというのはどうかなって思うんですが、プライベートまでそういうことを、業務的なことを言われたくないと思う方もいらっしゃると思うんですが、そこら辺はどのような見解かお聞きしたいなと思います。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

現在市民活動推進課が主管で地域まちづくり支援事業というのをしておりますが、それはたしか職員がサポーター制ということで入っているというふうに承知をしております。市民活動推進課がやっている事業を安心安全課としましても、調査研究して、今後、防災に生かせるかどうかというのは、調査研究する価値はあるのかなというふうには考えております。ただ、先ほど申しました

とおり、防災士の方だったり、あるいは県の防災リーダーを受けた方がいらっしゃるの、そういう方々との連携について、まずは検討していきたいというふうに今のところは考えているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

ぜひ検討していただきたいと思います。それと自助力を上げるという点で、私も質問したことがあるんですが、防災用品を展示して常設コーナーで、常に見せて、市民の皆さんの意識を高めていくというのも大切ではないかなと思います。今回の能登地震でも、現地に入られた方が、最初びっくりしたのがトイレだったと、もう水が流れない状態で、だけどやはりそういう用をたしたいということで、もうトイレが本当に悲惨な状況だったということで、こんなで簡易的なテントっていうのも安い価格で自分でも、購入できるようですので、こういうのもありますよというのを、ぜひ市民の皆さんにも知っていただくということも大切ではないかなと思いますので、すいませんこれは要望なんですけど、また検討していただけたらと思います。

○安心安全課防災グループ主査（永島田猛君）

先日行われました、霧島市健康福祉まつりで、防災物品、簡易トイレ、またそのテント、あと間仕切りと備蓄食料等を展示しております。また、出前講座等でも要請がありましたらそのテント、トイレまた備蓄食料いろんなものを持って行って展示して、皆さん方に啓発をしているところでございます。

○委員（阿多己清君）

地域住民の命を守るという観点で、以前は消防団が地域の方を、Aさんは自分が行く。Bさんはあなたがという割当てをしたそういう動きを聞いたことがあるんですが、今そういうのは、福祉サイドなのか、消防局なのか分かりませんが、そういう協議等は入ったことはありませんか。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

現在、国からの市町村への義務として、個別避難計画というものが今存在します。そこで実際は、計画の中には、避難行動に支援を要する方に対して、複数名の支援者を記入するというものが個別避難計画の中身になります。ただそれも実際はなかなか進んでいないです。霧島市で4%少し、全国的にもかなり進んでいないと。といいますのは、計画の中に、支援者として名前を書くこと、書かれた方に責任はないんですけども、どうしてもやはり責任を感じてしまうということで明文化することに対するやはり抵抗というのが、かなり大きいです。ですから本市も含めて、個別避難計画というのは当然国の政策ですので、今後も進めてまいりますけど、それよりも、先ほど来申し上げています地域の計画、地区防災計画というのが完全に生きた計画としてなされれば、その支援者を明文化することなく、うまく地域防災というのが回っていくのかなというふうに考えております。ですので、個別避難計画も当然今後も進めてまいりますけど、その前に、その地区のつながり、そういったものを先に、進めて、そのあと、明文化というものは進めていきたいというふうに考えています。

○委員（竹下智行君）

この間の一般質問の最後で市長に、机上訓練、いろんな団体の人とか、なかなか大きな訓練を外ですというのなかなか難しいことなので、こういった部屋で、例えば医療、福祉、保健、そういったところでどういう連携をしていくとか、そういうふうな、室内でできる訓練というのはあるかと思うんですけど、そういった訓練を市ですることはできないでしょうかということで、明快な答弁はなかったと思うんですけど、そこについて本当必要だと思うんですけど、市長公室長は、その辺りについて今後、市で、実施する方向で考えられないかというところをお尋ねします。

○市長公室長（富永博幸君）

これまで2年に1回総合防災訓練というのを大々的にやっておりました。福山であったり、霧島であったり、地区を回って2年に1回、大きな総合防災訓練をやったこれにはいろんな団体が参加していただきまして、連携を図ったところでございます。今の御質問は、それとは別に、室内でと



ということなんですけれども、机上訓練というのはこれまでも、多分、やったことがあったと思います。ただそれにどこまでの団体に参加していただくかというのが、明確ではなかったかと思しますので、今回総合防災訓練もやり方を変えて、広く、多くの方が、個別にできるような、防災訓練も考えておりますので、その中で何かうまくできないか、検討課題とさせていただきますと思います。

○副委員長（久木田大和君）

先ほどの植山委員の発言とも重なる部分というか、消防団との連携というところを、さっき、話されていたかと思うんですけど、この前、福島に視察に行かせていただいた際に、避難所の運営を学校の中学生なんか、例えば、仮設テントの設置であったりとか、そういったものを、防災訓練としてされている学校もあるというふうにお聞きしまして、一つのコミュニティーの中で、そういうのをする必要はあるのかということにもなるかとは思いますが、場合には学校が避難場になっている場合もあるかと思ったり、中学生であったり高校生であったりとかっていうところであると。避難場の運営というか、例えば、来た場合の人数の確認であったりとかっていうようなところをしてもらったりとかいろんなお手伝いができる部分も実際あるのかなと思うんですけども、先ほど言った消防団、学校にかかわらず、その地域の中の団体との連携というか地域の中の団体が担う、防災計画というかそういったものは、今検討なされているのか、今後検討していくことがあるのかについてお伺いできればと思います。

○安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

学校サイドにつきましては、教育委員会に既に打診をし、教育委員会から、学校サイドへの防災の意識づけ、生徒も含めて、まず先生にも防災というものを理解していただくという取組を行うことで、既に打診はしております。消防団の地域の関わり、消防団は、やはり先ほど委員もおっしゃられたように、地域の防災の基幹となります。やはり柱となる実務を行う上ではもう欠かせないものです。ですので、消防団の活動も含めての、やはり、地区防災計画になっていこうかと思ったり。消防団の動きも含め地域の方々の動きも含め、その地域にある企業、そういったものの協力関係も含めたものを地区防災計画というふうには、認識していますのでそれを推進してまいります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかにはないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時25分」

「再開 午後 4時27分」

### △ 委員間討議

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に委員間討議に入ります。御意見はございませんか。

○委員（竹下智行君）

組織的な体制的なところが非常に課題があるんじゃないかなというふうに思っています。私もいろいろ相談を受けた薬剤師の団体の方とか、福祉タクシーをしている団体の方とか、安心安全課でこうして協力していきたいというお話を持っていたところ、受入れがなかなかありがたいとございますというか一緒にやりましょうというところまで何かならないと、その先が進まないというお話をお聞きして、私自身も、いろいろな話を持っていく中で、進んでいかないなというのをすごく感じる場所があって、原因は何だろうかとか、自分なりに分析する中で、やはり管理職の危機管理監

とか、課長とか、その上に市長公室長とかいらっしやるんでしょけど、決定権がグループ長のところにあるのかなど。そこがもう今5年とおっしゃったんですけど、その体制的なところで、グループ長がお話しされると、管理職の方々も黙ってずっと聞いていらっしやるという、こういうこの組織の体制自体がやはり課題があるのかなというふうには私に思っていて、そこをグループ長がどう考えるかによって、受けるか受けないか、するかしないかというのが決まるという、ここの組織が私は課題があると思っています。やはり異動があるわけなので、グループ長がずっといるわけではないので、やはりその次の職員を育てていくとか、そのところはやはり管理職としてもやっぱチェックは入るべきですし、それが市民の方のやはり安心安全につながる大事な部分ですので、体制的なところを、いま1度考えていただくことできないかなど。これはもう市民の方もなかなかそこまで話ができないし、自分たちみたいなこういう立場の人間でないとなかなかそういうことも、言うことができないんじゃないかなというところを感じるところで、そういったところを要望したいというところです。

○委員（川窪幸治君）

先ほども、執行部にもお尋ねはしたところなんですけれども、地域では消防団、私も紹介しましたけど防災士、この辺との連携も大切だということは私も重々承知しているんですけども、講習会、講座に、どうやったら皆さんが行くのかなというふうに考えたときに、執行部の方も言われてましたけれども、自治会、公民館に入っていなかったら案内がいても余り行かないと考えるわけです。そうなったときにどうなのかなと思ったら、絶対的に皆さんが行かれるのはやっぱり仕事場、企業なのかなというふうに、やっぱ感じたわけなんです。ということは、やはり、両方講座をされているところですけど、やはり企業向けとか仕事場に向けてのやはり、講座をまず取り組んでいただいて、その中から地域に少し、受けていただくというような、両方進めていただいてもいいことなんですけれども、やはり、絶対的に参加しやすい環境のところ、全体的に参加しないといけないところって言ったらかわいいですけれど、そういうところでまず防災意識を高めていただいて、また、その中で消防団だったり防災士だったり地域の方との、官の連携、公民館だったり自治会の連携というのが多分生まれてくるんじゃないかなというふうに考えたところだったのでそういうふうに、少し計画も立てていただければいいんじゃないかなというふうなそういうふう感じたところでした。

○委員（植山太介君）

今それこそ地域とか自治会に入られてない方はどうなんだ、そこから職場とか、そのようなお話も出ました。私も先ほど聞きながら思ったのがそうだなと思って、特に自治会等々に入っていないのは子育て世代、若い世代が多くなってるっていう認識はしましたので、それこそ学校とかうまく活用して、子供たちにそういったものがあるんだよと、お父さんとお母さんに渡してねっていう形で、学校サイドから働きかけて、保護者の手元にそのような資料が渡るっていうのも一つあるのかなと思ったんでそこをまた案内をしていただきたいのが1点と、あと先ほどの消防団の話も触れたいんですけども、自治会の中には消防団は何もしてないっていうような目を持たれてる方もいらっしやるのでそれこそその橋渡しじゃないですけども、その地域防災を担っているのは消防団だよ、消防団っていう人たちはもう消防団は消防団で、こういうのを策定したらこういう責任が生まれますよってお互いに意識を持てるような、その橋渡しを市ができるような何か取組を今後率先して取り組んでいただきたいと私は思ったところでした。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど防災用品のことを質問したら、福祉まつりで展示しましたという御返事だったんですが、そのイベントだけではなくて常設でやはり展示していただいたほうが、やはり市民の意識も向上し、もう震災があったとき最初の3日間は自分で過ごせるようにストックしましょうねっていう合い言葉みたいなものもあるんですけど、自助力を高めるっていうことは共助力も当然高まってくるので、常設で防災コーナーというのをつくってほしいなというふうに思います。それと子供たち、教育委員

会にも働きかけたというお話でしたが、青少年赤十字に加盟している小学校とかもあると思いますので、そういう子供たちから、防災意識を子供のうちから、勉強してもらっていいんじゃないかなというふうに思いました。

○委員（阿多己清君）

霧島市内に800ぐらい自治会、また公民館があると思うんですけど、その中で13地区と、限りなく少ない状態で、これが何年かかけてやっぱりつくらなければならないような状態なので、もうとても困難な計画になっているんだなという思いを確認をしたところですよ。これをもう早めて、少しでもそういう地域住民の命を守るといえるか、仮屋委員が質問されたときに、霧島市では災害っていうのは何があるのかなと思ったところですけど、やっぱりある程度地域によっては危険地域がありますので、本当にこう、隣の人を守ってあげるところを思えば、福祉サイドなのかもしれないんですけど、やっぱり本当に考えていかないと、危ないなと思った次第です。こういう何年かかけての計画を発破をかけないかなと思いました。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ないようですので今回の所管事務調査の委員長報告は今回の分はこれで終了しまして、内容を委員長報告とすることに、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。次に、委員長報告に何か付け加える点はございますか。

〔「一任」という声あり〕

それでは、報告については委員長に一任ということで進めさせていただきます。なお今回の所管事務調査については、3月27日の本会議で委員長報告を行います。

#### △ 閉会中の所管事務調査

○委員長（今吉直樹君）

次に、閉会中の所管事務調査についての協議に入ります。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時37分」

「再開 午後 4時46分」

休憩前に引き続き開会します。閉会中の所管事務調査については、ただいまの調査で明らかになったように、早急に地区防災計画を進めなければならない、市民の安心安全を守れないということもございまして、その中で現在今、市民活動推進課で進めているまちづくり計画書を生かした防災の在り方というのが計れないのか、ということについて調査を行えればと思います。及び総務環境常任委員会の所管事項についてということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それではそのようにいたします。日程についても一任でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

次に、その他として委員の皆様からほかになにかございますか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 4時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 今吉 直樹